

## 外国人労働者の問題に関する勉強会

### ●歴史的経過

1, 1960年代海外進出を進めるうえで、社員教育の一貫として、研修制度が実施されていた。

2, 1980年代本格的海外進出にともない、産業界からの要請→現地外国人教育の限界から、日本で人材教育実施

併せて所謂4K業種を中心に人材供給の要請増大

研修制度は雇用契約もなく、手当で処理 一部で権利の著しい侵害

3, 1993年より技能実習生制度発足

基本三年間とする技能実習制度を発足 企業（実習実施期間）と実習生との間に雇用契約

入国前教育・入国後日本語教育の実施 一年目（一号）から二年目以降（二号）技能試

験・日本語試験

雇用契約に伴う社会保障制度への組み込み

4, 2017年技能実習制度見直し 二年間延長

5. 2019年特定技能の創設 特定技能者の就労斡旋に登録支援団体（届け出制・民間大手派遣会社から未経験者の登録が可能）の創設

6. 技能実習制度の廃止 2024年制度改正？育成就労制度へ

### ●我が国の就労者

別表 資料在留外国人統計 ご参照

総人口 1億 12330万人

現在就労人口（15歳以上）約 6900万人

在留外国人 307万人内就労者 106万人

実習生約 32万人

特定技能 13 万人

いわゆる技人国 19 職種 31 万人（技術者・人文知識・国際業務）

その他合法的に就労可能留学生 30 万人

●現行実習生制度のあらまし 資料 1－1 資料 1－2 ご参照

日本の優れた技術を途上国に移転させることを前提とした在留資格

建設・食品・機械・金属・電子デバイス・農業など 90 の職種 165 のけ入れ可能

雇用期間三年・年二間の延長

一年目 一号

二年・三年目 二号

三年目以降 三号

それぞれ毎年期間更新

※二号実習終了者には試験を課さないで特定技能への資格変更が可能

●特定技能制度のあらまし 資料 1 現行制度 新制度（案）・ご参照

2019 年人手不足を前提とした新たな在留資格

少子高齢化

このまま放置すれば産業として立ち行かなくなるとされる深刻な人手不足と認められた 14 業種 単純労働を含むため外国人には開放されていない分野へ就労と開放。

特定技能 1 号 上限 5 年 家族帯同不可

特定技能 2 号 在留期間 3 年も以後更新が可能 期間の制限はない 配偶者・子帯同可

## ●制度改正の背景

制度改正についての補足資料ご参照

実習制度発足以来アメリカの年次教書

21世紀の奴隷制度

おりからの働き方改革毎年続く最低賃金のアップ

時宜的な要請のもと、転職の自由を奪っている現行制度は、

アメリカ以外に、東南アジア諸国からも非難の声

実習生の増大と失踪者の増加 犯罪の増加 ※殺人・強盗・詐欺・違法ギャンブル

反社会的勢力との結びつき 独自のマフィア組織

未だに続く 劣悪な労働環境

## ●制度改正にあたっての問題点 補足資料ご参照 資料2

## ●有識者会議の方向 資料3

10月にも最終案が提出させるとされていた。

マスコミを利用した反響をリサーチ

自民党を中心とした政治

実習生を雇用している産業界から多くの懸念

有識者の報告書ご参照

方向性

- ① 技能実習を人材確保と人材育成を目的とする制度 実態に即した制度に
- ② 日本が選ばれる環境整備、技能・知識を段階的に向上させ、特定技能への円滑な移行を図る。
- ③ 人権保護から、一定要件のもとで本人の転籍を認める。監理団体の要件厳格化
- ④ 日本語能力の段階的な向上、受け入れ環境の整備

## 提言の主要論点

○実習制度と特定技能の統合化

○一定の要件を満たした場合の転籍 職種限定

○就労前日本語教育の向上 N5 相当

○支払い手数料の抑制、外国人と受け入れ機関の適切な分担

○人材派遣会社の転籍時の関与

●なごみ（財 外国人共生支援全国協会）の提言 資料4

「有識者会議最終報告書たたき台」にかかる NAGOMI 緊急提言ご参照

1、整合性のとれた一貫性ある制度へ

2、基礎的人材育成→実践的人材育成 一貫性のある制度へ

3、魅力ある働き先国としての、能力主義に基づくキャリアアップへ

4、長期安定就労者に対するインセンティブの付与

5、対象職種以外の職種についても利用可能な制度とすべき

6、転職時の民間職業紹介事業関与の撤回

7、両制度をカバーする管理支援機関の創設

8、外国人との共生にむけた基本法制定